

長期会員会費減額申請の手引き

長期会員会費減額申請書は、下記の要領にしたがって必要事項をもれなくご記入の上、日本社会学会事務局宛に郵送してください。申請が承認された場合、長期会員 A の会費は機関誌代を含めて 10,000 円、長期会員 B の会費は機関誌代を含めて 5,000 円となります。

(I) 長期会員会費減額の条件

- (1) 長期会員 A の会費減額が適用されるのは、以下の 3 つの条件をすべて満たした会員です。
- ・ 日本社会学会に所属する期間が合計して 25 年以上であること
 - ・ 申請年度の 4 月 1 日現在で 65 歳以上 70 歳未満であること
 - ・ 申請年度の 4 月 1 日現在で常勤職に就いていないこと
- (2) 長期会員 B の会費減額が適用されるのは、以下の 3 つの条件をすべて満たした会員です。
- ・ 日本社会学会に所属する期間が合計して 30 年以上であること
 - ・ 申請年度の 4 月 1 日現在で 70 歳以上であること
 - ・ 申請年度の 4 月 1 日現在で常勤職に就いていないこと

(II) 減額の申請から会費納入までの流れ

- (1) 申請書を学会業務取扱いセンターへ送付 → (2) 審査 →
(3) 日本社会学会事務局から可否を通知し、振込用紙を送付 → (4) 会費の納入

※会費の減額を申請する場合、減額の可否が通知され、振込用紙が送られてくるまで、会費の納入をしないようにしてください。

(III) 申請書の記入要領（楷書ではっきり記入してください）

1. 生年月日：**生年月日は審査に必要ですので、必ずご記入ください。**
2. 入会年度：日本社会学会に入会した年度をご記入ください。不明の場合は空欄でかまいません。その場合、学会事務局の記録をもとに審査いたします。
3. 申請年度 4 月 1 日現在の所属機関・部局および職・地位：**申請年度の 4 月 1 日時点で**所属する機関と部局、職・地位を記入し、該当するものを○で囲んでください。
※任期制の職員（例：客員教授や研究員）の場合も、非常勤でなく常勤になりますのでご注意ください。
※常勤職についている場合、減額措置が適用されないのでご注意ください。
4. 住所（連絡先）：現住所または承認可否の通知先として希望する連絡先を記入してください。

(IV) 申請書の郵送先・お問い合わせ先

- ・ 日本社会学会 学会業務取扱センター
〒170-0002 東京都豊島区巣鴨1-24-1-4F （株）ガリレオ内
- ・ TEL : 03-5981-9824 FAX : 03-5981-9852
E-mail: g009jss-mng@ml.gakkai.ne.jp